2022年 9月 15日 No.238　　発行責任者 田中 孝史

第238号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3−6−3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX 03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

郵政２０条集団訴訟

３地裁で和解が成立

広島地裁で4名が256万円で和解

２０２０年１０月に最高裁で出された非正規社員の待遇格差を是正するよう断じた判決、この画期的な判決を風化させてはならないと、全国の組合員１５３名が集団訴訟に立ち上がりました。

その集団訴訟で新たな動きがありました。８月２３日に広島地裁で４名の原告が、和解金約２５６万円で成立しました。

残る4地裁も早期和解を

広島地裁には１１人の原告が訴訟し、その内７名が昨年7月に和解が成立していました。今回の和解で広島訴訟は全員和解となり、これにより全国７訴訟の内、長崎・四国に続く３訴訟目の和解となりました。

原告のＡさんは、「不誠実な対応をとり続けた会社側からようやく和解が成立した。非正規社員という社会的に弱い立場でも最後まで闘う事ができたのは郵政ユニオンの支えがあったからです」

Ｂさんは「正規社員の待遇を下げて非正規の待遇を改善する会社のやり方に負けるものかと思ってたたかってきた」としています。

東京地本の原告は人数が多いことで時間が掛かっていますが、和解へと進んでいます。

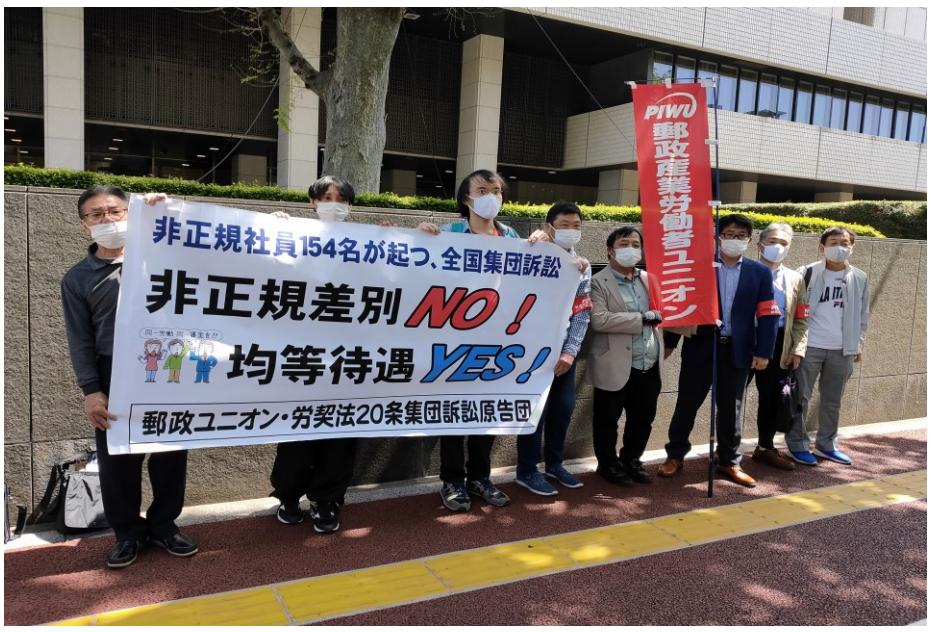

全労働者の為に就業規則改定を

しかしながら、最高裁判決で格差が認められた手当の支払いが行われるのは原告として訴訟した人だけであり、それ以外の方は依然として判決内容不履行の状態が続いています。一刻も早く全労働者に波及させて格差を是正させていくための取り組みが必要です。

最高裁判決に含まれていなかった範囲の支払いを求めている原告についても、別個に訴訟継続となるため、１５３名全員和解への道はまだ長く続いています。

郵政ユニオンは最高裁判決を全労働者に波及させると共に、追加訴訟も勝利する取組みをつづけていきます。郵政ユニオンに入り、格差のない職場をつくっていきましょう。

←このQRコードを読み込むことで地本のホームページに移動することが出来ます。